

## 規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
規制の名称	(1)著しく短い工期の禁止(第19条の5、第19条の6、第20条、第20条の2、第24条の5関係) (2)工事現場の技術者に関する規制の合理化(第26条、第26条の3関係) (3)建設資材製造業者等に対する勧告及び命令(第41条の2関係) (4)建設業許可要件の廃止等(第7条) (5)建設業許可証掲示義務緩和(第40条関係)
規制の区分	規制の新設、拡充、緩和
担当部局	国土交通省土地・建設産業局建設業課
評価実施時期	平成31年3月14日
規制の目的、内容及び必要性等	(1)著しく短い工期を禁止するため、中央建設業審議会が工期に関して作成、実施を勧告した基準に基づき、建設工事の注文者に対しては通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する。建設業者に対しては工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積もらせることとする。 (2)元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認。下請の主任技術者に関し、工事金額が一定額未満である等の要件を満たした建設工事について、下請の置く主任技術者が行うべき施工の技術上の管理を当該下請に工事を注文した建設業者の置く主任技術者が併せて行う場合であって、その旨を当該建設工事を下請に注文した建設業者に工事を注文した者の承諾を得たときは、当該下請は主任技術者を置くことは要しないこととする制度を創設。 (3)建設生産物に、資材に起因した不具合が生じた場合、現行制度に基づく建設業者等への指示に併せて、再発防止のため、製造業者に対して立入検査や、改善勧告を行ったにも関わらず従わない場合に命令できる仕組みを構築する。 (4)建設業の許可の基準であり、変更した場合は届出が必要となる経営業務管理責任者の要件に関し、過去5年以上の経験者が役員に在ることを必要とする規定を廃止し、一方、建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有することを必要とする規定を設ける。 (5)工事現場における標識の掲示義務の対象について、発注者から直接請け負った建設業者に限ることとする。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	(1)契約締結に当たり、工程の細目を明らかにした、工期も含む見積書を交付する必要があるため追加的費用が建設業者に発生すると考えられる。 (2)元請において、技士補を配置するための費用が生じる。緩和される下請に対して遵守費用は生じない。 (3)遵守費用は発生しない。 (4)建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足る能力の証明のためには、例えば業務計画書の作成といった負担が想定し得る。 (5)遵守費用は発生しない。
(行政費用)	(1)適正な工期に関する基準を作成するために中央建設業審議会を開催するための行政経費が増加する。 (2)技士補の試験について国の試験を代行する指定試験機関の監督費用が生じるが、現行制度下においてもでも指定試験機関が代行する資格試験に係る監督費用は生じているため、現状と差分はない。 (3)製造業者に対して行う是正命令等に係る費用が発生するが、是正命令等は必要な場合に限り行うものであって、これらを定常的に行うことは想定されないため、当該費用は軽微であると考えられる。 (4)建設業の許可や変更の届出において、例えば許可申請者の経営能力を申請された業務計画書に基づき評価することが必要となるが、国や都道府県の担当部局の現行組織において対応可能な程度であり、発生する費用は僅少であると想定される。 (5)当該規制緩和に伴う行政費用の増加はない。
直接的な効果(便益)の把握	(1)中央建設業審議会が工期に関して作成、実施を勧告した基準に基づき工期が設定されることで、適正な工期が設定されることにより、技術者・技能労働者の長時間労働が是正される。 (2)技術者の配置要件の緩和により、限りある技術者を有効活用できることにより、技術者一人当たりの業務負担が軽減され、適正な施工が確保される。 (3)本条項が製造業者への抑止力となり、不適切な資材の製造が減少することで、建設業者による建設資材製造品の積極的な活用が促進され、建設業の生産性向上が期待できる。 (4)本改正により、従来は後継者探しのため活動できなかった期間も活動が可能となるため、切れ目なく企業活動を継続させることができるようになる。 (5)工事現場で是正を求めるべき元請責任を有する者が明確に分かることにより公衆の保護が図られる。

副次的な影響と波及的な費用の把握	(1)本改正により、建設業者が締結する工事の請負契約について、著しく短い工期による締結を禁止するため建設業者の事業活動に影響を与える。 (2)元請・下請において、一定の条件下において、合理的な経営に資することになるため、遵守費用以上の便益が期待される。 (5)元請にとって、狭小地などでの工事の場合、複数の建設業者の許可票を掲示するスペースを確保することが困難な場合があるため、当該規制緩和によって、スペース確保の負担が軽減される。
費用と効果(便益)の関係	(1)当該規制の新設により一定の費用は発生するものの、当該規制により著しく短い工期の締結がされなくなり、長時間労働が是正されるという大きな効果(便益)があり、効果(便益)が費用を上回ると考えられることから、当該規制強化を行うことが妥当である。 (2)当該規制の新設により一定の費用は発生するものの、本制度を活用することで、限りある技術者の有効活用という効果が発生し、さらに受注機会の確保などの効果も期待され、効果(便益)が費用を上回ることから当該規制緩和を行うことは妥当である。 (3)当該規制により生じる費用は軽微である一方、本条項が製造業者への抑止力となり、不適切な資材の製造が減少することで、建設業者による建設資材製造品の積極的な活用が促進され、建設業の生産性向上が期待できるため、効果(便益)が費用を上回ると考えられることから、当該規制を新設することが妥当である。 (4)当該規制により生じる費用は軽微である一方、本改正により、従来は後継者探しのため活動できなかった期間も活動が可能となるため、切れ目なく企業活動を継続させることができるようになるため、効果(便益)が費用を上回ると考えられることから、当該緩和を実施することが妥当である。 (5)遵守費用、行政費用とも発生しない一方、元請責任を有する者が明確に分かることにより公衆の保護は図られるため、当該規制強化を行うことが妥当である。
代替案との比較	(1)建設業者に工種ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積らせることとしないことも考えられるが、適正な工期設定の基準と比較ができなくなり、適正な工期を設定した請負契約を締結することが困難となるため、規制案を採用することが妥当である。 (2)下請に注文した建設業者に対する注文をした注文者の承諾及び当該下請との合意を当該建設業者が得るとの要件を設けないことも考えられるが、下請との合意などの要件がなくなるため、下請に注文した建設業者は下請の体制を管理できなくなり、施工の安全性の確保が困難になるため、緩和案を採用することが妥当である。 (3)建設生産物に、資材に起因した不具合が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、再発防止のため、建設資材製造業者に対して立入検査のみを行う規定とすることも考えられるが、効果の発生は限定的であるため、規制案を採用することが妥当である。 (4)経營業務管理責任者に係る建設事業に関する経営経験の年数を短縮することも考えられるが、引き続き、後継者の選定に一定の建設事業に関する経営経験の年数が必要であり、切れ目なく企業活動を継続させることができるという効果の発生は限定的であるため、規制案を採用することが妥当である。 (5)許可証の掲示義務の廃止が考えられるが、掲示義務を廃止した場合、工事現場においてどの業者が元請責任を負っているか不明瞭になることため、公衆保護の観点から妥当ではないため、緩和案を採用することが妥当である。
その他関連事項	中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会において規制・緩和内容について検討が行われた。(平成30年6月22日中間とりまとめ)
事後評価の実施時期等	施行から5年を経過した時点において、事後評価を実施。
備考	